

第3回府中市環境美化推進委員会会議録

令和5年6月30日（金）

午後1時30分から午後2時00分まで

府中市役所北庁舎3階第3会議室

1 出席委員（8名）

吉垣親伸委員長、秋山賢太郎副委員長、石井真弓委員、志水清隆委員、
遠田宗雄委員、堀江元委員、北島美都子委員、玉山真一委員

2 欠席委員（2名）

朝倉省二委員、大室元委員

3 事務局

新藤生活環境部長、柳下生活環境部次長兼環境政策課長、扇山環境政策課長補佐兼
管理係長、笹本環境政策課管理係主任、宮地環境政策課管理係事務職員

4 議題

府中市まちな環境美化条例第14条に規定する罰則の適用に関する答申案について

5 資料

【資料1】府中市まちな環境美化条例第14条に規定する罰則の適用について（答申）
案

【参考1】重点喫煙禁止路線地図

6 公開・非公開の別

公開

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから、第3回環境美化推進委員会を開会させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、会議時間を最長で1時間程度を予定しておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、お手元にお配りさせていただきました、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

また、本日お配りしておりませんが、皆様には4月25日に実施した第2回環境美化推進委員会の会議録を送付させていただきました。特にご指摘等はいただいておりますので、府中市環境美化推進委員会規則第6条第4項に基づき情報公開室やホームページで公開しておりますのでご承知おき願います。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、大室委員、朝倉委員から欠席のご連絡をいただいております。

本委員会につきましては、「府中市環境美化推進委員会規則」第6条第2項の規定により、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告いたします。

それではここからの議事は吉垣委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ここから先は私が議事を進行させていただきます。

それでは、はじめに傍聴について委員の皆さまにお諮りしますが、府中市情報公開条例に基づき、本委員会は原則公開となっております。本日の会議の傍聴希望の方はいますか。

【事務局】

本日の傍聴希望の方はいません。

【委員長】

それでは次に議題1の「答申案について」、事務局から説明してください。

【事務局】

それでは、府中市まちの環境美化条例第14条に規定する罰則の適用についての答申案を朗読させていただきます。

令和5年3月3日付、4府生環第769号で諮問のあった府中市まちの環境美化条例に基づく府中駅周辺の喫煙禁止路線における路上喫煙行為への対策強化に向けた、同条例第14条に規定する罰則の適用については、次のとおり答申します。

1 過料徴収の範囲

府中駅周辺の喫煙禁止路線のうち、桜通りから旧甲州街道までのけやき並木通りとする。また当該路線を重点喫煙禁止路線とする。

2 過料徴収の対象

重点喫煙禁止路線上で喫煙する者とする。なお、同条例では、喫煙禁止路線における路上喫煙を行った者に対し、指導又は勧告を行い、これに従わないときは、過料を科すことができるとしているが、重点喫煙禁止路線での喫煙に対しては、即時の対応が求められることから、指導又は勧告を行わずに過料を科すことができることとする。

3 過料の額は2,000円とする。

4 喫煙者と非喫煙者の共存が図れるよう、府中駅周辺に公共喫煙所を設置することとし、過料徴収の開始時期は、当該喫煙所の設置と同時期とする。

説明は、以上でございます。

ただいまご説明させていただきました答申案につきまして、補足説明をさせていただきたいと思います。

お手元の答申案の、答申事項4についてでございます。

前回の当委員会では、皆様から喫煙所の設置を附帯意見として答申に追加するという点につきまして、多くのご意見をいただきましたことから、委員長とも調整させていただきまして、より委員会としての意見を強く示せるよう、附帯意見としてではなく、答申事項4の過料徴収の開始の時期に係る意見として喫煙所の設置について盛り込み、お手元のような形で答申案を作成させていただいたところでございます。

また、事務局では喫煙所の設置につきまして、喫煙所の事業者へのヒアリング、あとは庁内の関係課間での意見交換などを行いまして、今後、喫煙所を設置することとなった場合の設置に係る課題等の抽出を行っているところでございます。その中で、設置の時期につきましてもシミュレーションのほうを行いました。予算措置ですとか、契約、あと各手

続に要する期間等を踏まえますと、喫煙所の設置が現時点では明確にお示しすることができない状況であることが分かったところでございます。

そのことから、これまでの過料徴収の開始時期につきましては、こちらの委員会の中で、令和6年の4月からということでご説明をさせていただいたところでございますが、今回の答申案の中では、項目4におきまして、過料徴収の開始時期を喫煙所の設置と同時期という文言で表現する案として、本日お示しさせていただいたところでございます。

補足の説明につきましては、以上でございます。

【委員長】

説明は以上です。ただいま説明がありました答申案につきまして、皆様のご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

一応、附帯意見として、皆様からご意見を頂戴していたこの喫煙所の件については、より実行性が高いということで、答申の中にしっかりと組み込まさせていただきました。ただ、喫煙所の設置についてと、過料徴収の実際に実施する時期というのにずれがあると、どうしても問題があるという意見も多々ありましたので、同時にということにしております。

【委員】

すみません。時期は未定ということですよ。できない、そこが設置できなければ、極端な話で、設置できなければ何年経っても行わないという、分かりやすく言ったら、そういうことですよ。

【事務局】

本当に究極にというか、極論を言うとそういうことなのですが、一応、喫煙所の設置のめどというのが、はっきりはしていないのですが、いろいろシミュレーションして、先ほどまだお示しできないとは申し上げたのですが、一応、夏頃になるんじゃないかという、スムーズに行ってなんです、今、喫煙所の場所についてもいろいろ調整、選定しております、まだ確定してないということもございまして、一応、夏頃にはスムーズに行けばできるんじゃないかということでございます。

【委員】

夏であれば、ほぼ同時期という感じには滑り込めるという読みなわけですね。よろしいと思います。

【事務局】

はい、そういうことです。

【委員】

今のことに付随してなんですが、これ設置を計画というか決めていく課というのは、どこになるのか、具体的に言うと決まっているんですか。

【委員長】

設置をする部署ですね。

【委員】

そうです。

【事務局】

今、設置する場所につきましては、いろんな場所といいますか、土地等を探しております。例えば、道路上にあれば、道路課が関係します。また、例えば、周知がどこかあれば、財産活用課という部署が関係してきます。さらには、建築物という形になりますので、建築指導課、いわゆる歩道上に建てる場合は建築審査会、歩道に何か建てる場合は、そういったところにお諮りしたりすることもございますので、そこにつきましては建築指導課ということになります。おおむね、そのようなところになると思うんですが、また埋設物とかいろんなところがありますと、そういったものの部署、例えば水道等も関わってくると思うのですが、一番の主体は、もちろん環境政策課になってまいります。以上でございます。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

場所は何か所くらいを計画されていますか。

【事務局】

今のところ、やはり立川市の例に倣って、2か所程度を考えておりました、イメージとしてはけやき並木で過料するというので、けやき並木周辺に1か所と、あとは、やはり駅前に設置というのが自治体も効果的というところもありますので、駅前のどこかに1か所というのがイメージを持っております。以上でございます。

【委員】

はい。それと、その場所を知らしめるような方法というのをやっぱりこれから考えていかなきゃいけないと思うんですが、それについては具体的な計画っていうのは、今、ございますか。

【事務局】

やはり予算等も絡んでくるので、市議会等にも諮っていく必要があると思っております。そこで、市議会にお話をさせていただいて、あとは当然、まず過料をするための周知などをやってまいりますので、そこに合わせて、場所が確定し次第早めに、出し方としてはホームページだとか、そういった形で周知をしてまいりたいと考えてます。以上です。

【委員】

過料の徴収の開始時期と、喫煙所の設置とを同時期とするというのは、非常に良いやり方ではないかなと思います。片方が進んだり、片方が遅れたりということであると、非常にバランスが崩れてしまうので、その辺は非常にいい考え方ではないかと私は思いますけれども。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

今、告知の計画があるということなので、すごくいいと思ったんですけども、今、その方法についてホームページとお聞きしたんですが、例えば高齢の方ですとか、ホームページを見ていない方がいると思うので、たぶんやると思うんですけど、府中の新聞ですとか、来年の夏ぐらいだと思うので、その過料する前の準備期間として、例えばけやき並木のどこかに何かこうスタイリッシュなのか、看板と言いますか、今度こうなりますとか、実際に通りを歩いている人が見る形で告知するのも必要なんじゃないかなというふうに思います。多分、ホームページを見ていない人も結構いっぱいいると、はい。

【事務局】

はい、ありがとうございます。今、よくうちが告知の手段としてホームページ、広報紙というところがあるんですが、やはり他市の例をみますと、けやき並木の通りで、例えば開始をする1か月とか2か月前にチラシを配って、特に知っている人がいたら、いつからは過料になりますからねみたいな、警告書じゃないんですけども、そういったことも可能ではないかなということを考えております。今のご意見いただく中で、いろんな手法を取っていただけると思っております。ありがとうございます。

【委員】

チラシもいいと思うんですけども、けやき並木は結構長い椅子みたいな、コンクリートみたくなっていますよね。そこにデザイン的に汚くならないように、そのときだけ、プレートとか、始まったら取ってもいいんですけども、始まりますよみたいなのを、実際に見えるものを貼っておくとか、何か所かに。そういうのも抑止力になるんじゃないかなと思うんですけど。

【事務局】

補足させていただきたいのですが、今、けやき並木の石積みの前に、何か所かにサインキューブということで、大体これぐらいの40センチ四方ぐらいのものを、啓発の看板をつけて置かせていただいているものがございます。そちらの活用につきましても、けやき並木の環境美化に関するものということであれば、使うことが可能かなということにもなっておりますので、そういったものをまずは置くこと。あとは、けやき並木の喫煙パトロー

ルを現在も行っておりますので、これはまだ今、個人的なアイデアではあるのですが、胸に喫煙禁止路線ですということの周知をビブスの中に看板的なものを入れているところがございますので、そういったものの活用で、何月何日から過料徴収が始まりますといったことも、周知をしていければなと考えているところでございます。以上でございます。

【委員】

はい。なんとなく、今のビブスにつけたりとかいうのも、事務的な感じでぱっと言って分かると思うんですけども、例えば何でそうやっているのかみたいな、市民の人にも理解してもらいたいな感じで、例えば府中を暮らしやすいまちにするとか、タバコの害がないためにしましょうみたいな、ポジティブな要素で、だからこうなんですよみたいなのをデザイン的にというか、分かりやすいようにすると、何か、そうだよねとか、みんな思ったりするんじゃないかなと思うんですけども。ただ、事務的に何月何日こうですというよりも、それこそキャッチコピーをつけるじゃないんですけども、暮らしやすい、きれいな府中にするためにみたいな、市民の共感を得るような感じの工夫もあるといいのかなと思うんですけど。

【委員長】

とてもいい意見だと思います。

【事務局】

ありがとうございます。検討させていただきます。

【委員】

暮らしやすいまちということなんですが、来年度は周年行事あると思うんですね、70周年ですか。それと同時に、けやき並木が100周年ですか、あるので、多分そのPR等が4月頃から始まりますと、広報とかそういったもので出てくると思うので、それと同時にけやき並木を守っていこうというような方向で持っていけば、それに喫煙を併せて課金していきますという方法と、あと喫煙所、その件もその周年と同時に併せていけば一番分かりやすいと思います。

それともう一つ、夏頃という、また来年度5月は例大祭あるかと思うんですが、その

時期もチラシ等、ポスター等、いろいろ、市以外の方にもPRするという意味ではいい時期だと思います。以上です。

【委員】

基本的に文書だとか口頭で伝えるよりも、この先何年もそうなるわけですよね。あんなもん見てないとか、もらってないとか言うのじゃあ困るので、やっぱりその看板にあるでしょと言えるような形にしてもらえないと、一時ホームページや何か載っていたから、告知したからと言って、1年、2年経った後に捕まった人が、今、もう知らないよと言われてないようにするためには、ここに書いてあるでしょという形で、少し長めというか、ずっとそれをやってないと、2,000円取るわけですから。聞いてないと言われてたときに、こうやって告知していましたって言ったって、どこにあるんだって言われて、もうなくなっちゃっているんじゃ、しょうがないんじゃないかなと思います。

【委員長】

区域内ですよ。

【委員】

区域内です。おっしゃったように、府中市はこうこうこうでって形で、こういう対策のために徴収しますということをやっぴり長く置いておかないと、徴収する間、貼っていないと、知らないと言われたらあれかなって感じがします。

【委員長】

道路の標識とある意味同じ。ここはその区域内ですという。

【委員】

そうですね。駐停車禁止ということと同じで、そういう形でやって、そのための意義って、こういう意義でやるんですということちゃんと分かるようにしておかないと。吸う人してみれば、払いたくないですからね。

【事務局】

今委員のご意見に関してなんですが、今も路面表示という形で、喫煙禁止路線ですということ、あとは環境美化推進地区ですということの表示をしているところなんですが、ここに重点喫煙禁止路線ですということと過料の対象となりますというふうになった場合には・・・。

【委員】

そうですね。いくらかというのをちゃんと表示、明確に書いておいたほうがいいんじゃないですか。

【事務局】

はい。あと、喫煙所の設置も実現した際には、喫煙所の案内も併せて、効果的に喫煙禁止路線の効果が高められるような周知をしていきたいと思えます。

【委員】

はい。それがいいと思えます。

【委員】

皆さんとてもいい、私もいい意見だなと思えます。そういう意味で、今回、こういう形になってきたわけですから、ぜひ、今、話があった市政70周年かつげやき並木100周年、そういった意味での環境美化という、全体をそこに向けたポジティブな政策だということで、いろんな告知の手段はありますから、それを早めに、来年の夏という形になれば5月ぐらいからの例大祭とか含めて、徐々にやっていって、それに向けてこういうことをやっていますということで、ある意味で非常に市としてもPRになる内容になりますから、単なる罰金じゃなくて、そういうポジティブな方向でいけば、ぜひそういう方向でうまくまとめていただければいいよねと思えます。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員長】

やっぱり、けやき並木を大切に、誰もが過ごしやすいという環境のポジティブな部分というのは、そこが一番背景にあるということだと思いますので。

【委員】

そうですね。

【委員長】

わかりました。皆さん、とてもいい意見、ありがとうございます。

【委員】

質問なんですけれども、今、この参考の1の地図を見たときに、過料徴収対象区域がけやき並木通りなんですけれども、例えば、何か姑息にちょっと横道に入って、ここ駄目だから横道に入ったらいいだろうみたいな感じの人が、この細く限られ過ぎちゃっていると発生しないのかなみたいな、若干ここからここみたいにやったほうがいいのかなとも、ちらっと思ったんですが、どうなんですか。

【委員長】

その辺については、前回、前々回のときにずっとお話が出ていた、喫煙所をまず設置するというのが一つと、なかなか難しいところではあると思うんですが、重点地域内が喫煙禁止路線内なんですよね、その周りもそうなんですけれども、まず重点喫煙禁止路線で過料対象をするエリアを絞るというような形で、まずやってみるということから入っていったと記憶しているんですね。なので、ご意見は本当にごもつとなんですけれども、まずこれでやってみるということから、ということで、判断を皆さんとしたかなとは思っているので、ご意見は分かります。うちの通りも一本入ったところなんで、そういういろんなのがこれからあるかもしれないんですよね。ただ、そこは今後、市のほうでも、ぜひ検証とかそういうのを、またしていただいて。

【委員】

実施してみたら。

【委員長】

そうですね。なので、まず一番目抜き通りであるけやき並木からというところでやっていくのが一番必要なのかなとは思っております。ご意見、よく分かります。

【委員】

今の件に補足してなんですが、どうしても必ず境界を設けると、その周辺というのはどんどん今度広がっていくという、そういう可能性もあるので、やはり、そのところはここまでですよという位置決めをした上で、パトロールであるとかそういったこともやられると思うんですが、その辺を中心にしてうまく告知していくというような、そういう捉え方も大事なんじゃないかなというふうに思いますので、ご検討いただければと思います。

【委員】

これらに補足する形ですけど、必ず絶対、脇でやるんだよね。脇の公共が駄目だったら、私有地行ってやるんだよね。これはそういうことなので、逆に言うと、今回、過料を徴収するに当たって、今までよりはパトロールが格段に増えるという形になろうかと思えます。そのときに、係員の方に、特に夜とか、そういうときは、過料を徴収するエリアだけではなく、その周辺についても一応回っていただいて、過料は取らないけど、ここが喫煙禁止のエリアなんだと、路線なんだということを言っていただくようなパトロール方法とかを検討して、工夫していただければ、徐々に浸透して、少しは良くなる可能性があると思うので、ご検討ください。

【委員長】

ありがとうございます。今のご意見、主に4番に関わる場所が多いですね。まず、PR、それから条例の看板の設置ですとか、そういったところというのが具体的な手法になってくると思うんです、今後の。広報ですとかってというのは。なので、そのところは。

【委員】

完全にお任せなのか、それとも何か別途、ちょっとこういうような形で1回ぐらいは意見を聞く場を設けるのか、委員長、その辺はどうしていくのか考えていただければ。お任せでもいいですけど。

【委員長】

ありがとうございます。一応、今回の答申案については、罰則の適用についてというところをはっきりと求められておりますので、今のご意見というのは、まず市の皆さんのほうにしっかり反映いただくということで、答申案の中には手法としては盛り込まないという形にはなるとは思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【事務局】

今のご意見、委員からご意見いただいた、今後の対策とか対応につきましては、もちろん今日皆さんからいろんな貴重なご意見をいただいたので、そちらをもとにいろいろ本当にできる限りのことはやっていきたいなと思っております。

また、せっかくこういう委員さんになっていただいたというのもあるので、本当にいろいろ動き出す時点で、この会を設けるのはまたちょっと目的が変わってしまう部分もあるので、何か通知とか、メールだとかご連絡で、こういう形でやっていこうと思いますということで、そこで何かご意見いただいて、新たな方策があれば取り入れていきたいなと思うので、また何かしらのご相談に乗っていただけたらなと思っております。ありがとうございます。

【委員長】

ぜひ。ではその部分については、今後も継続的に皆様からのご意見をいただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

こちらの答申案につきましては、原案どおり、こちらの答申を本委員会の答申として市長にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい、異議なし

【委員長】

では、こちらの答申をもって本委員会の答申とさせていただきます。

以上で、本日の議題は終了いたします。

次に、次第2のその他について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から、1点お願いいたします。

去年3月3日に市長から諮問のありました、府中市まちな環境美化条例第14条に規定する罰則の適用につきましては、おかげさまをもちまして、本日の審議をもって答申いただく運びとなりました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

本日おまとめいただきました答申につきましては、7月7日に委員長から市長のほうへ、直接答申書をお渡しいただく予定でございますので、ご承知おきください。

本委員会への諮問事項につきましては終了となりますが、皆様の委員としての任期につきましては、条例で2年とされておりますので、令和7年の2月28日までとなっております。この間に、また市長より新たに諮問される事項がございました際には、改めて本委員会を開催させていただきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

【委員長】

今、ご説明にありましたとおり、令和7年の2月末まで、皆様、環境美化推進委員でございますので、引き続き府中市の環境美化にご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日の府中市環境美化推進委員会をこれで終了いたします。皆様、ありがとうございました。